

「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（開発事業条例）」
のワンルーム建築物に関する規定を一部改正しました

❖ 条例改正の要旨

ワンルーム建築物^{※1}を建築する際の手続及び開発事業条例に基づく手続において、次の基準が変わります。

- ・ 旧基準では規定のなかったごみ集積所^{※2}の設置に関する基準について、今回新たに規定しました。
- ・ 旧基準では一棟の住戸が25戸以上のワンルーム建築物を対象としていた建築物の管理に関する基準について、開発事業条例の手続きを要するものを全てを基準の対象としました。

※1 1区画の専有面積が40平方メートル以下の住戸を6戸以上有する建築物。

※2 ごみの排出時に展開し、収集後は容易に収納することが可能な設備等を含むものを言う。

・ ごみ集積所に関する基準の概要

- ① ごみ収集車の通行ができないなど、事業区域が通常のごみ収集作業に支障をきたす位置にあるなどの理由から、やむを得ず既存のクリーンステーションの利用や、事業区域外にごみ集積所を設置等せざるを得ない場合は、ごみ排出方法や管理についての計画を作成し市長へ報告することとしました。
- ② 既存のクリーンステーションが利用出来ない場合は、適切にごみを収集出来る位置に新たにごみ集積所を設置等することとしました。
- ③ 面積や構造等、新たに設置するごみ集積所の設置基準を定めました。

・ 入居者の管理に関する基準の概要

- ① 管理者の氏名及び連絡先を、玄関やホール等の見やすい場所に表示することとしました。
- ② 管理規約を作成し、入居者に遵守させることとしました。

❖ 改正規定が適用となるワンルーム建築物の施行期日

令和3年（2021年）7月1日以降に開発事業条例に基づく事前相談を行ったワンルーム建築物について、適用することとします。

❖ 問合せ先

鎌倉市都市景観部都市調整課

T E L : 0467 (23) 3000 (内線2576)

F A X : 0467 (23) 6939

M a i l : toshityo@city.kamakura.kanagawa.jp